

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ②対象事業、情報公開

- 論点2.1 「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及実証ビジネス化事業）及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否」
- 論点2.2 「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」

① レビュー調査結果（論点2.1）

1. 現行ガイドライン（GL）施行後に増えた協力事業

現行GL施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGsビジネス支援事業が挙げられる。また、今後追加される予定の事業として緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）からの受託事業が挙げられる。海外投融資はGLを対象とする有償資金協力に該当するため、GLが適用されている。中小企業SDGsビジネス支援事業は、GL上の「対象とする協力事業」には該当しないが、「中小企業支援型」及び「SDGsビジネス支援型」の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業について、運用上はGLが適用されてきた。各事業の詳細は以下のとおり。

（1）海外投融資：2011年から2018年で24案件調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンドと小規模なものから工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリもAからC、FIまで幅広く扱っている。

（2）中小企業・SDGsビジネス支援事業：原則として、中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の3つの支援メニューがある。「SDGsビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の2つの支援メニューがある。（つづく）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-3, 4-4等）

① レビュー調査結果（論点2.1）

（つづき）

ア. 「**中小企業支援型**」の3メニューは、期間は3ヶ月～3年、支援業務の上限金額は850万円～1.5億円と幅がある。運用上、基礎調査は情報収集が主な目的であり、F/Sは実施しないため、GLの適用外とされている。

案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業は、GLの対象とする協力事業でないものの、F/Sを実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上GLが適用されてきた

案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の主な製品技術分野は、環境エネルギー、廃棄物、水浄化水処理、職業訓練産業育成、福祉、農業、保健医療、教育、防災災害対策。カテゴリは、2018年度前期採択の案件化調査18案件中、カテゴリBが4件、カテゴリCが14件であった。また、同時期採択の普及・実証・ビジネス化事業は、採択案件15件中、カテゴリBが1件、カテゴリCが14件であった。

イ. 「**SDGsビジネス支援型**」は2018年7月に新設されたスキームであり、F/Sを実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上、GLが適用される。

前身の制度である「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」、及び「開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業」は、GLの対象とする協力事業でないものの、運用上GLが適用されてきた。前者の2018年前期の採択案件は、6案件全てカテゴリCであり、後者は、同時期採択の6案件全てがカテゴリCであった。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

① レビュー調査結果（論点2.1）

2. これまでの対応

（1）中小企業・SDGsビジネス支援事業の「中小企業支援型」（旧名称：中小企業海外展開支援事業）の案件化調査、普及実証事業

概要は前述1. のとおり。また、運用見直し時の提言を踏まえ、JICA GLに関するFAQでは、「協力準備調査（PPPインフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及実証事業）はJICA GL適用対象となります」と記載している。

（2）基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業

基礎調査は、前述1. のとおり情報収集が主な目的であり、F/Sは実施しないため、GLの適用外とされている。また、案件化調査、普及・実証ビジネス化事業について、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針である。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

参考：中小企業・SDGsビジネス支援事業

現地で基礎的な
情報を収集したい

ビジネスモデルを
策定したい

ビジネス活動計画を
実証・策定したい

中小企業・SDGsビジネス支援事業

概要

基礎調査

基礎情報の収集・分析
(数か月～1年程度)

案件化調査

技術・製品・ビジネス等の活用
可能性を検討し、ビジネスモデル
の素案を策定
(数か月～1年程度)

普及・実証・ ビジネス化事業

技術・製品やビジネスモデルの
検証。普及活動を通じ、事業
計画案を策定
(1～3年程度)

原則
中小・中堅
企業

中小企業
支援型

中小企業支援型
(850、980万円)

※中堅企業は対象外

中小企業支援型
(3、5千万円)

中小企業支援型
(1、1.5億円)

原則
大企業

SDGsビジネス
支援型

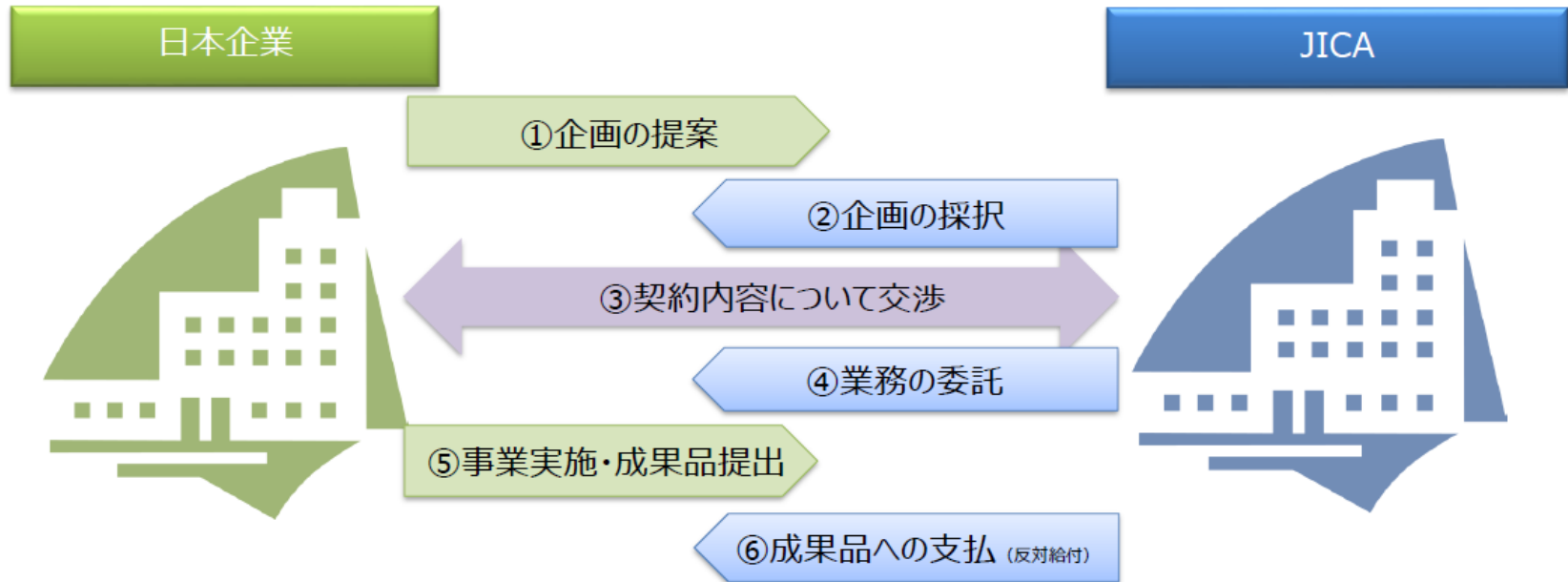
なし

SDGsビジネス支援型
(850万円)

SDGsビジネス支援型
(5千万円)

(JICAホームページより)

参考：中小企業・SDGsビジネス支援事業の業務の流れ



(JICAホームページより)

① レビュー調査結果（論点2.1）

- JICAは2017年に、国際機関である「GCF」（緑の気候基金）の認証機関として承認され、今後、**GCFの事業**を、独立行政法人国際協力機構法第13条第3項に基づき受託することが想定される。
- 現在はGCFへ提出する案件提案書を準備中の状況にあり案件の採択は未了である。GCFからの受託案件については、GCFの規程、要件等も踏まえつつ、GLを適用する方向で調整中。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-4）

参考：GCFの案件承認プロセス

以下のプロセスを経てGCFが資金を供与する案件が採択、実施されます。

- 認証機関が、案件のプロポーザル（提案書）を作成し、事務局へ提出します。これより前に、任意でコンセプト・ノートを作成して事務局からフィードバックや助言を得ることも可能です。
- 事務局によるプロポーザルの審査が行われます。
- 事務局による審査を通過すると、独立技術審査パネル（independent Technical Advisory Panel：iTAP）において技術面での審査が行われます。
- iTAPでの審査を経て、理事会での審議に付されます。理事会でプロポーザルが承認されると、法務手続等、案件の実施にむけた手続が始まります。

（外務省ホームページ）

① レビュー調査結果（論点2.2）

協調融資

- JICAと国際金融機関との協調融資は、毎年10件程度行われている。
- 世銀のEnvironmental and Social Framework（ESF）のうち世銀が満たすべき要件を示すEnvironmental and Social Policy for Investment Project Financingは、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs）や二国間開発機関と協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために協調融資先および相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとってもESFのうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件であるESS 1- 10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている。ただし、MDBs等が融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESFに書かれていない。2018年10月にESFが施行されて以降、ESFに沿ったコモンアプローチの事例は未だ確認されていない。（レビュー調査最終報告書執筆段階時点）
- ADBのSafeguard Policy Statement（SPS）は、「協調融資を実施する際には、ADBと協調融資相手の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価や計画プロセス、統一のセーフガード文書、コンサルテーション、情報公開等の要件を一本化するよう努力する」と規定している。（SPS, para 70）
- IFCのSustainability Policy（2012）およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

② 包括的検討での検討ポイント

論点2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否」

1. 対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）を含めるにあたっての留意点
2. 対象とする協力事業に、Green Climate Fund（GCF）からの受託事業を含めるにあたっての留意点

論点2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」

1. 協調融資案件において、他のドナー等と調整するにあたっては、どのような考えのもとJICAは環境社会配慮の支援と確認を行うべきか。